

## ⑭障がいのあるお子さんへの支援など

### 1. 身体障がい者手帳

身体障がいのある人が対象となります。

#### 【障がいの範囲】

視覚障がい、聴覚または平衡機能障がい、音声・言語またはそしゃく機能障がい、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障がい）、内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障がい）

※複数の障がいがある人は、より重い等級になる場合があります。

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3099・3104）

### 2. 療育手帳

知的障がいのある人が対象となります。

宮崎市役所への申請前に、18歳未満の人は中央児童相談所で、18歳以上の人は中央福祉こどもセンターで判定を受ける必要があります。

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課

※申請の届出は、本人または療育手帳上の保護者がお住まいの市町村が窓口になります。

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3099・3104）

宮崎県中央福祉こどもセンター・中央児童相談所 ☎0985-26-1551

### 3. 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、本人または保護者等の申請に基づいて交付されます。

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3099・3105）

### 4. 宮崎市総合発達支援センター「おおぞら」

同センターは、障がいのあるお子さんとその保護者が地域で安心して生活が送れるように支援を行う総合的な療育の拠点施設です。



【所在地】新別府町久保田657-4

【主な業務】

①診療部 ☎0985-21-1616

さまざまな障がいや発達が気になるお子さんの診断・医学的評価、検査を行い、総合的な評価に基づく治療、機能訓練（理学療法、作業療法、言語療法ほか）を通して支援を行います。

②通所部 ☎0985-21-1551

児童発達支援センター「すびか」において、障がいに応じた療育を行います。

発達の遅れや障がいのあるお子さんに対して、一人一人を大切にしながら、集団での遊びを中心とした療育を行います。

家庭と連携して、基本的な生活習慣やみんなと遊ぶ力をつけることなど、将来への基礎づくりとなる療育を目指します。

③地域生活支援部 ☎0985-21-1975

そうだんサポートセンター「おおぞら」、「宮崎市そうだんサポートセンターすびか」において、保護者からの電話や来所による相談に応じます。

福祉制度等の紹介や、関係機関との連絡調整、障がい福祉サービス等の利用調整を行います。

## 5. 福祉相談

障がい者やその家族から、日常生活での不安や困りごと、障がい福祉の制度や手続き等の相談に応じます。

### ◆身体・知的・精神障がい等に関する相談

障がい福祉課障がい者相談室 ☎0985-22-0845 (FAX兼)

### ◆聴覚障がい者相談

宮崎市聴覚障害者協会 ☎0985-22-3699 (FAX兼)

※毎週月・水・金曜日は手話通訳者での対応も可能。

また、月に1回、土曜日にも実施しています。

### ◆視覚障がい者相談

宮崎市視覚障害者福祉会 ☎0985-32-4333

### ◆発達障がい等に関する相談

そうだんサポートセンターおおぞら

☎0985-21-1975、FAX0985-21-1545

### ◆生活・就労・障がい福祉サービス等総合相談

宮崎市障がい者総合サポートセンター

☎0985-63-2688、FAX0985-53-5540

そうだんサポートセンターおおぞら

☎0985-21-1975、FAX0985-21-1545

地域活動支援センターすみよし

☎0985-30-2524、FAX0985-30-2529

江南よしみ地域活動支援センター

☎0985-64-1033、FAX0985-54-3590



## 6. 障がい福祉サービス・障がい児通所支援など

日中の一時的な見守り（預かり）や、宿泊を伴う預かりなどのサービスのほか、障がい児通所施設に通所して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

### 【対象】

身体に障がいのある児童、知的に障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）または難病等の児童で、児童区分（1～3）に該当する18歳未満の児童

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-42-6442（内線3110・3256）

## 7. 重度心身障がい者医療費助成

重度心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

- ・入院の場合（県内のみ）・・・現物給付（自己負担は医療機関の窓口で1,000円/月）
- ・外来の場合（県内のみ）・・・現物給付（自己負担は1診療報酬明細書につき500円）
- ・県外の入院外来の場合・・・償還払い

※薬局（調剤）と20歳未満の受給資格者については、費用負担は生じません。

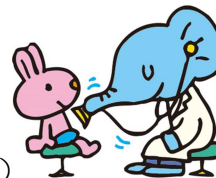
なお、高額療養費等がある場合には、その額を差し引いて助成するか、市が本人の委任を受けて代理受領します。

【対象者】下記の手帳を所持している人。

- ・身体障がい者手帳1、2級
- ・療育手帳A
- ・身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B1

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3113）



## 8. 自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいおよび当該精神障がいに起因して生じた病態により、通院医療が必要な人を対象とした医療費助成の制度です（指定医療機関あり）。

所得に応じて自己負担があります。事前に申請が必要です。

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3099・3105）

## 9. 自立支援医療（育成医療）

保護者が宮崎市に住民登録がある18歳未満の子どもで、身体に障害がある、又は現在ある障がいや疾患について治療を行わなければ将来において障がいを残すと認められ、確実な治療効果（手術による治療が主）が期待される場合に対して、必要な医療費を助成します。

所得に応じて自己負担があります。事前に申請が必要です。

【申請に必要なもの】

- ・対象児の健康保険証（本人が国保、国保組合の場合は、世帯全員分）

【提出書類】

- ・自立支援医療費（育成）支給認定申請書
- ・自立支援医療（育成医療）意見書

※必要に応じて、その他書類を提出していただく場合があります。

【申請場所・問い合わせ】親子保健課 ☎0985-73-8200

## 10. 障がい児福祉手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳未満の重度障がい児に支給します。

【支給額】月額15,220円（支給月は5月・8月・11月・2月）

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3104）

## 11. 特別児童扶養手当

20歳未満の障がい児を監護している父もしくは母、または父母に代わって養育している人に支給します。

【支給額】1級：月額53,700円、2級：月額35,760円

（支給月は4月・8月・11月）。

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3115）

## 12. 重度障がい者住宅改修費助成

障がいのある人の障がいの状態に応じて、自宅の浴室やトイレ、居室等を改修する場合、改修に要する費用の一部を助成します。但し、所得制限、その他要件があります。

【対象】自宅で生活をされている次のいずれかに該当する人

- ・身体障がい者手帳1～3級（上肢機能障がいは1～2級）
- ・療育手帳A
- ・難病患者等

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3108）

宮崎市障がい者総合サポートセンター

☎0985-63-2688、FAX0985-53-5540

そくだんサポートセンターおおぞら

☎0985-21-1975、FAX0985-21-1745

地域活動支援センターすみよし

☎0985-30-2524、FAX0985-30-2529

江南よしみ地域活動支援センター

☎0985-64-1033、FAX0985-54-3590

### 1.3. 日常生活用具の給付

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの人、または小児慢性特定疾病、難病等の人で、一定の要件を満たす人に対し、日常生活を容易にするための用具を給付します。

原則自己負担があり、障がい等級や種別、世帯構成による制限があります。

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3108）

### 1.4. 補装具の購入・修理

身体障がい者手帳をお持ちの人、または難病等の人、身体上の障がいを補い、自立と社会参加を促進するために補装具を購入または修理するための費用を支給します（原則1割の自己負担）。所得制限や障がいの種別による制限があります。

【対象となる補装具】

対象者	支給種目	備考
肢体不自由	義手、義足、装具（上下肢・体幹等）、歩行補助つえ、車いす、歩行器、座位保持装置など	補装具の種目により、18歳未満の人は15条指定医等の意見書、18歳以上の人は宮崎県身体障害者相談センターの判定が必要な場合があります。
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡	
聴覚障がい	補聴器、人工内耳（音声信号処理装置の修理のみ）	
内部障がい	車いす	

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3107）

### 1.5. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障がい者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入や修理にかかる費用を助成します。原則、自己負担があり、所得制限等があります。

【対象者】保護者が本市に住所を有する18歳以下の人（18歳になった後、最初の3月31日まで）

【その他】宮崎大学医学部附属病院難聴支援センターの意見書が必要

【申請場所・問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3107）

### 1.6. タクシー運賃割引

乗車時に身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を提示すると、タクシー運賃の1割が割引になります。リフト付福祉タクシーにも利用できます。

【問い合わせ】各交通会社・タクシー事業所

## 17. NHK受信料の免除

世帯員に身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの人がいて、世帯全員が市民税非課税であれば、受信契約者が受信料の全額免除の申請をすることができます。

市民税課税世帯の場合、視覚・聴覚障がいの身体障がい者手帳または重度の障がい者手帳（身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級）のいずれかをお持ちの方が世帯主で受信契約者であれば、受信料の半額免除の申請をすることができます。

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3114）

NHK宮崎放送局営業部 ☎0985-32-8120



## 18. タクシー利用券・ガソリン利用券の助成

【対象】下記の①～③のいずれかをお持ちの人のうち、市県民税の所得割が非課税の人（手帳所持者が20歳未満の場合は、世帯全員の市県民税所得割が非課税であること）

①身体障がい者手帳1・2級、②療育手帳、③精神障がい者保健福祉手帳1級

【助成内容】タクシー券12,000円（500円券を24枚）またはガソリン券6,000円（登録車両のみ利用可。500円券を12枚）

※登録できる車両・・・本人または同居の家族が所有する車両

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課、各地域センター  
市社会福祉協議会

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3107）

## 19. 有料道路通行料割引

通学や通院等の日常生活において有料道路を利用する場合、事前の申請により通行料金を半額に割引します。

【対象】

- ・本人運転の場合 身体障がい者手帳を所持している人
- ・介護者運転の場合 身体障がい者手帳「第1種」または療育手帳「A」を所持している人

【申請場所】障がい福祉課、各総合支所・地域市民福祉課、各地域センター

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0985-21-1772（内線3114）

